

「豊かな食文化を活かす取り組み」

世嬉の一酒造株式会社

代表取締役社長(協同組合食のむら・理事長)

佐藤 暁僖



〔豊かな食文化としての「もち本膳」〕

日本の米文化の象徴は、日本酒とお餅です。古代から神への感謝の捧げ物として供えられ、この二つには特に神の力が宿りやすいものとされて来ました。

一関地方では、もち料理が江戸時代から伝わるハレの食です。また「もち暦」が作られるほど、人生儀礼や年中行事の度にお餅が食され、食の豊かさを象徴するように、もちの具（タレ）も300種類を超えるとも言われています。

中でも全国的に珍しいのは、今も伝わる「もち本膳」とその儀礼です。伝統の冠婚葬祭では、宴会料理が供される前に、お餅だけで整えられた「もち本膳」が供されます。この席は儀式として、もち膳の出し方が決まっており、また食べ方も、「おとりもち役」の指示に従って食などのきまりがあります。小笠原流礼法に則ると言われますが、遡れば宮中の「式三献」の儀式に行き着きます。

〔当社の取り組みと「もち街道」への広がり〕

当社は酒屋ですが、昭和61年からレストランも開業しています。

この地方では、余りに当たり前すぎてかえって省みられなかった餅料理を、当社だけでなく一関地方全体の名物料理として広めたいと思い、活動してきました。若い人々にも好まれるようにと、「もちフォンデュ」や「きつねの遠足」など新作のもち料理を紹介したり、もちバイキングやもちづくしパーティなど、種々の方法で普及に努めてきました。以来約20年、当初は遅々とした歩みの活動も、昨年には官民協働の「もちプロジェクト委員会」、今年初めには農業者を含むもち食を提供する企業やお店による「一関・平泉もち街道の会」が発足し、活動を始めるまでに至りました。

いずれ喜多方のラーメンや宇都宮の餃子のように、「一関のもち」が全国ブランドへと発展していくことでしょう。

〔伝統の食文化と企業〕

中小企業が永続的な発展を遂げていくためには、自らの企業にしかない「良さ」を掘り起こし、磨いていくことが必要と言われます。我々食産業の場合に、他に真似られない「良さ」は、その地方の歴史や風土が育んだ様々な「食文化」です。食文化こそ、地方の小さな食の企業が自分の「良さ」を発揮できる根源であり、農商工連携は、その地域の良さを磨き、発展させる強力なツールであります。今後は一層その役割が高まるでしょう。これからも世嬉の一は、地域の食文化を継承しながら、小さくともきらりと光る企業として、地域に立脚し発展させていきたいと思っています。

お気軽に「中央会・地域力連携拠点」をご利用下さい！！

地域力連携拠点事業とは、東北経済産業局の委託を受けて、岩手県中小企業団体中央会が「地域力連携拠点」として、経営上のさまざまな悩み・課題を抱える中小企業や、経営革新・地域資源活用・農商工等連携・創業に取組みたい中小企業・個人を対象に、きめ細かい対応で支援を行い、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

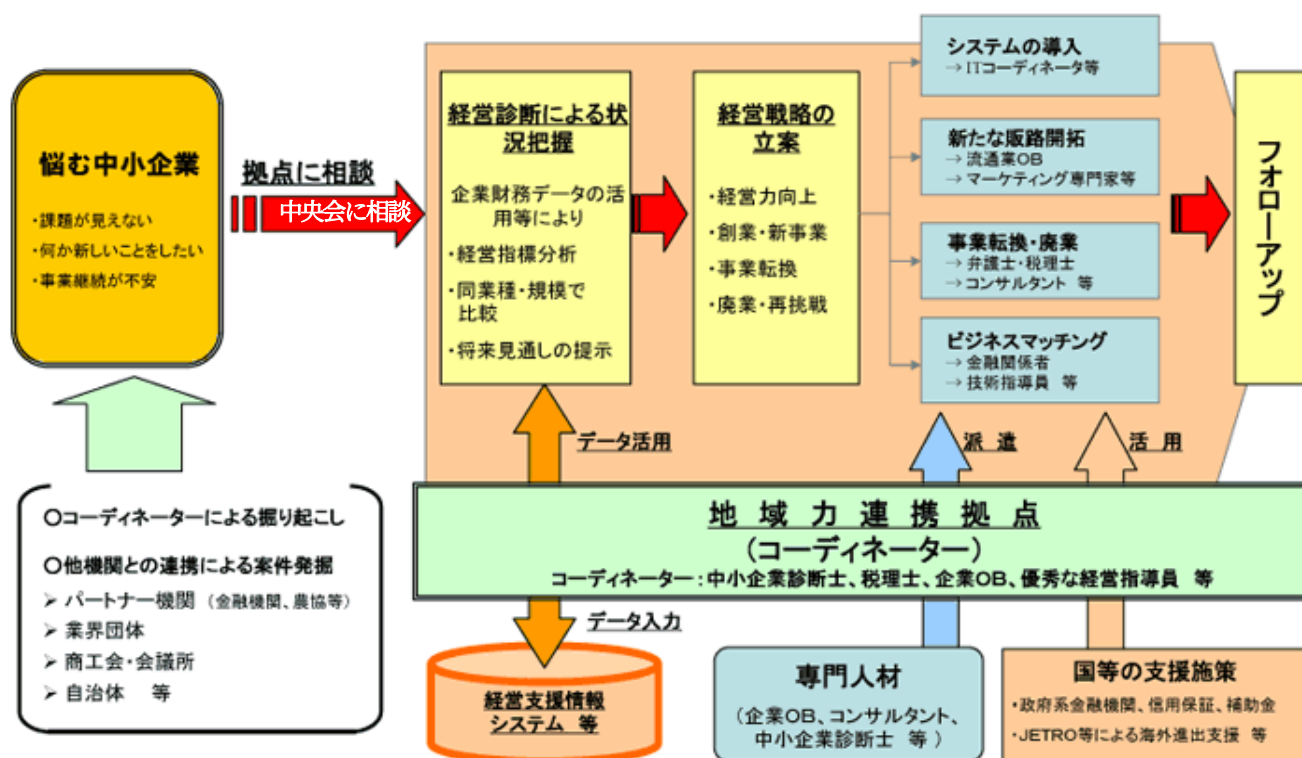
経営支援に実績のある「応援コーディネーター」が中心となり、日常的な窓口相談や訪問相談を行うとともに、経営上の課題の把握や解決策の導出、戦略・経営計画の立案、資金調達、新商品開発など、多種多様な中小企業の悩みや課題をしっかりと受け止めて上で、専門家（中小企業診断士・税理士など）や金融機関、公設試験等パートナー機関と連携しながら、その解決に向けて総合的かつ全面的にバックアップします。

- 地域の資源を活用して地域ブランドを作りたい（地域資源活用）
- 農林水産業者と連携して新商品を開発したい（農商工等連携）
- 新規事業を立ち上げたい（経営革新）
- 自分の夢を叶えたい、技術や特技などを活かし事業を始めたい（創業支援）
- 経営上のさまざまな悩みや課題を解決したい（経営力向上・経営改善）

何でもお気軽にご相談ください。

中央会がみなさまの経営を力強くサポートします！

岩手県中央会 地域力連携拠点の支援の流れ



支援の内容

中央会・地域力連携拠点は、応援コーディネーターを中心に、専門家（中小企業診断士・税理士など）や金融機関、公設試験等パートナー機関等と連携し、以下の支援テーマについて、総合的かつ全面的に支援を実施します。（★は重点支援テーマです。）

1. 経営力の向上支援事業

(1)新事業展開

①経営革新 ★

新事業活動に向けた経営革新計画の策定・実施・評価・改善だけでなく、「新事業活動促進法」に基づく、経営革新計画の承認取得などを支援。

②地域資源活用 ★

地域にある優れた地域資源（農林水産品・産地の技術・地域の観光資源）を活用した新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を図り、「地域資源活用促進法」に基づく、地域資源活用事業計画の策定及び法認定取得などを支援。

③農商工等連携 ★

農林漁業者と中小企業者の連携による新商品開発や販路開拓、ブランド力構築を図り、「農商工等連携促進法」に基づく、農商工等連携事業計画の策定及び法認定取得などを支援。

(2)新たな経営方法の導入

①ITを活用した経営管理

ITを活用した財務会計の整備や管理会計の導入等を支援。

②見えない資産の把握・活用(知的資産経営)

独自の技術や創造力(知的財産)、人脈や信頼等の無形の資産(知的資産)を活用する取組みを支援。

2. 創業・再チャレンジ支援事業

(1)創業支援 ★

創業を目指す方を支援。

(2)再チャレンジ支援

事業継続の見通しがつかない小規模企業等経営者の事業転換や廃業経験者の再起業(再創業)を支援。

3. 事業承継支援事業

後継者不在による廃業に伴う雇用・技術の喪失を防止するため、あらゆる事業承継のニーズに対応して支援。

支援方法

1. 相談事業

応援コーディネーター又は職員が中小企業等を訪問し、企業が抱える経営課題の解決に向け、助言・支援を行うほか、拠点に相談窓口を設置し、応援コーディネーター又は職員が中小企業等からの相談に応じ、経営課題を把握し、経営力の向上、創業・再チャレンジ及び事業承継等の課題に対して助言・支援します。

2. 専門家派遣事業

経営力の向上、創業・再チャレンジ及び事業承継を目指す小規模企業等に経営企画、情報化、マーケティング等の専門家を派遣し、当該中小企業等が抱える個別的な課題に対して助言・支援します。

3. 情報提供

本事業の広報や関連する情報の提供を行うとともに、窓口対応や移動相談会の開催等を通じて、中小企業等の課題解決に有益な情報等を提供します。

ご利用のポイント

- ①相談・支援にかかる費用は「すべて無料」です。
- ②相談の内容については「秘密厳守」します。
- ③「ワンストップ（1ヵ所）サービス」で中小企業の相談・支援にお応えします。
- ④相談の内容に応じて「専門家（中小企業診断士・税理士など）を現地派遣」します。
- ⑤どんな「小さなこと」でもご相談に応じます。
- ⑥相談者様のご都合に合わせて平日だけでなく「土・日」も対応いたします。（対応できない場合もありますのでご了承下さい。）

本件に関するお問い合わせや具体的な相談は、中央会統括指導センター及び応援コーディネーター(阿部)までお気軽にどうぞ TEL：019-624-1363 地域力拠点HP <http://www.ginga.or.jp/~kyoten/index.html>

鈴木会長、全国中央会の副会長に選任

本会鈴木会長は、6月17日に開催された全国中小企業団体中央会の通常総会にて、任期満了による役員改選に伴い、全国中央会の副会長に選任された。

また、同役員改選では新たに全国中央会長に鶴田欣也（愛知県中央会会長）氏が選任された。任期は2年。



全中副会長に選任された鈴木会長（左）

労働局等3団体、本会に雇用維持拡大に関する要請

6月19日、岩手労働局・岩手県・盛岡市は本会を訪れ、廣田県商工労働観光部長が平澤専務理事に、雇用の維持・拡大に関する要請書を提出した。

この要請は、県内の雇用情勢の急速な悪化に伴い、非正規労働者の雇い止めや正規雇用の解雇、新規学卒者の採用枠の減少等、雇用不安が生ずる中、雇用維持・拡充に関して会員団体や企業等の配慮を求める内容となっている。



要請書を受け取る平澤専務理事

平成21年度 地区別懇談会を開催

組合代表者と中央会との地区別懇談会は、6月9日の奥州地区を皮切りに県内10地区を会場に開催し、各地区から多数のご出席を得た。

各地区の懇談会には、鈴木会長をはじめ、谷村副会長、阿部副会長、元持副会長、平澤専務理事の本会役員と藤村事務局長他の本会職員が分担して出席した。各会場の参加者より数々の意見・要望を頂戴し、情報交換をしながら地域及び業界の実情を把握する機会を得た。

本年度は、景気の早期回復や取引適正化の促進、官公需対策・金融対策の充実、県内中小企業の経営悪化への早期対応や労働対策についての意見・要望が多く寄せられた。

こうした意見・要望は、整理と検討を加え、9月16日(水)に開催予定の第35回中小企業団体岩手県大会の議案としてまとめ岩手県知事等への要望として、また、本年11月19日(木)に千葉県「幕張メッセ」で開催予定の第61回全国大会の議案として提出を予定しているほか、本会の支援事業に反映させていく方針である。



盛岡地区(工業)懇談会の模様

平成 21 年度 専門委員会を開催

本会では、6月2日（火）に、産業活性化委員会及び地域活力強化委員会の両専門委員会を開催した。

この委員会は、中小企業組織化支援事業の推進を図り、本会の更なる政策提言機能の強化を図るため平成 15 年度から設置するもので、中小企業団体岩手県大会、中小企業団体全国大会等に対し、種々の政策提言を行うこととしている。

本会役員(会長を除く)を地域活力強化委員会(商業関係者)と、産業活性化委員会(工業関係者)の委員に委嘱し、提出議案について協議を行った。今後、組合代表者との地区別懇談会での意見要望を受けた後、提出議案を取り纏めることとなる。

専門委員会による取り纏めの結果を以下に紹介する。



1. 中小企業対策

国は、景気後退等厳しい経営環境下にある中小企業者が安心して経営を継続できるよう、財政措置を含めたあらゆる政策手段を動員して、即効性のある景気対策の切れ目のない展開の他、雇用安定助成金等による雇用対策、保証・貸付制度による金融対策、法人税軽減税率等の税制上の優遇措置をはじめあらゆる中小企業対策を拡充・強化すること。特に、新たな需要を創出するため、地域資源を活用した創業・経営革新・新連携・農商工連携・産学官連携等に関連した中小企業対策予算の大幅な増額を行うこと。

2. 中小企業連携組織対策

- (1) 中小企業連携組織対策事業（組合支援及び中小企業団体中央会事業費）は、三位一体改革により税源が都道府県に移譲され、同事業の予算化についても都道府県に委ねられているが、都道府県の財政事情を理由に同事業の予算が削減されている。国は、都道府県において、組合支援事業及び中小企業団体中央会の事業費の予算が十分かつ安定的に確保されるよう、責任をもって指導力を発揮すること。
- (2) 全国中央会を窓口とした全国枠以外の組合等への補助金については、補助金額の増額及び補助率の上乗せを行う他、地方の組合等の実態を十分に把握している各都道府県中央会を窓口とする取扱に戻すこと。

3. 取引適正化の推進

中小事業者が、資材価格の高騰等に伴う販売価格への転嫁を行う際は、市場価格に合致した適正価格を実現できるよう強力な措置を講ずること。また、下請中小企業者の取

引適正化にあたっては、親事業者及び下請事業者に対する下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進すること。

4. 労働・社会保障制度

(1) 中小企業緊急雇用安定助成金制度の見直し

本制度の助成金申請書類については一層の簡素化を図るとともに、急激な業況の変化に対応するため、「休業等実施計画（変更）届」等に関し、直前・事後の提出を認めるなど、柔軟に対応すること。また、本助成金については、企業負担の一層の軽減のため、全額補助とするとともに、基準賃金額の算定に係る雇用保険の基本手当日額の増額を行うこと。

(2) 最低賃金の引き上げについて

最低賃金の引き上げは、中小企業に与える影響が極めて大きいことから、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引き上げは行わないこと。

(3) 社会保障について

パートタイマー労働者への厚生年金の適用拡大を定めた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（継続審議案件）は、中小企業の企業活力や雇用面に大きな影響を与えることから、適用範囲や猶予期間を見直すなど再度検討を行うこと。

5. 金融対策

(1) 中小企業金融・信用保証制度の更なる充実と運用の弾力化

売上の急減等に直面している中小企業を金融面から支

援するため、政府系金融機関におけるセーフティネット貸付の金利の引き下げ、据置期間の延長等の更なる改善を図るとともに、既往貸付の条件変更や借換等への柔軟な対応を行うこと。また、信用保証制度については、保証の諾否に係る審査の一層の迅速化・弾力化等、運用の改善を図ること。

(2) 中小企業高度化事業について

- ① 高度化融資の償還猶予手続きについて、先に見直しを図られたが、経済環境の変化に対応した金利負担の更なる軽減及び既往貸付の条件変更に係る各種要件緩和等、更なる改善・見直しを行うとともに、診断等の借入手続きの一層の簡素化も実施すること。
- ② 卸売業団地、工業団地及び商店街の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に係る支援措置を講ずること。また一時取得に係る不動産取得税、登録免許税、消費税等について大幅な軽減策を講ずること。

6. 官公需対策

国及び地方公共団体は、官公需法や毎年閣議決定されている「国等の契約の方針」に基づく措置及び法令により実施可能な少額随意契約等の措置を積極的に活用するなど、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努めること。また、国等の発注については、ダンピング入札の排除措置として最低制限価格制度を導入し、適正価格での発注を行うこと。なお、採算を度外視したダンピングについては独占禁止法上の「不当廉売」として厳正に対処すること。

7. 外国人研修制度

外国人研修制度の見直しについては、多くの中小企業が導入している団体管理型研修・技能実習制度の枠組みを維持するとともに、大企業・中小企業を問わず利用できる高度技能実習制度（再技能実習制度）を導入すること。なお、技能実習生の厚生年金加入については、年金制度となじむものではないので、全額免除とすること。

8. 中小企業関係税制対策

- (1) 法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金 3 億円とすること。（現行：税法における中小法人の定義は、資本金 1 億円以下の法人。）
- (2) 消費税率引き上げの議論を本格化させることは、中小企

業の景気が大幅に悪化し、内需不振による消費減退を誘発することになるので、行わないこと。また、ガソリン税と消費税の二重課税を排除すること。

- (3) 法人事業税の外形標準課税については、資本金等 1 億円以下の法人への課税対象の拡大は行わないこと。（現行：資本金 1 億円超を対象）
- (4) 法人税基本通達 2-1-39 について、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを行うこと。
- (5) 固定資産税の負担軽減措置の強化を行うこと。
- (6) 消費税の申告については、通常総会の開催を事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税及び地方税同様に「1 ヶ月納税期限の延長による 3 ヶ月以内の申告延長の措置」を講ずること。
- (7) 受取書及び領収書に係る印紙税を廃止すること。

商品・サービスの代金受領時に発行する領収書等に係る印紙税は、流通・消費段階での課税であり、商品・サービスの取引に対して課税される消費税との二重課税であることから廃止すること。

- (8) 特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度

平成 18 年度税制改正で導入された同制度については、平成 19 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用除外基準である基準所得金額が 1,600 万円（従前 800 万円）に引き上げられ、基準がやや緩和されたものの、多くの中小企業に過度な増税を強いており、早期に廃止若しくは同同族会社の要件を緩和すること。

- (9) 寄付金及び交際費の損金算入制度の見直し

寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき社会貢献の一つであるので、指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を更に拡大すること。また、交際費のうち、地域振興や社会貢献等の地域に根ざした事業活動に要する費用については、経費として損金算入できるよう見直しを行うこと。

国への要望の流れとしては、6 月開催の地区別懇談会での発言等を加味し、7 月開催の東北・北海道ブロック中央会会長会議において各県からの要望内容をとりまとめ、最終的には 11 月 19 日に開催の中小企業団体全国大会において決議し、国・大臣・政党等に要望陳情することとなる。また県への要望は 8 月開催の本会理事会及び 9 月 16 日開催予定の中小企業団体岩手県大会での決議を経て、知事・関係部局等に要望する。

2009 年版 中小企業白書の概要 vol.2

経済産業省・中小企業庁では、2009年版中小企業白書を発表した。本年は、第1章が「2008年度における中小企業を巡る経済金融情勢」、第2章は「中小企業による市場の創造と開拓」、第3章では「中小企業の雇用動向と人材の確保・育成」となっており、中小企業のイノベーションと人材の確保について取り上げるとともに、100年に1度といわれている経済不況において中小企業が直面している課題等について分析が行われている。

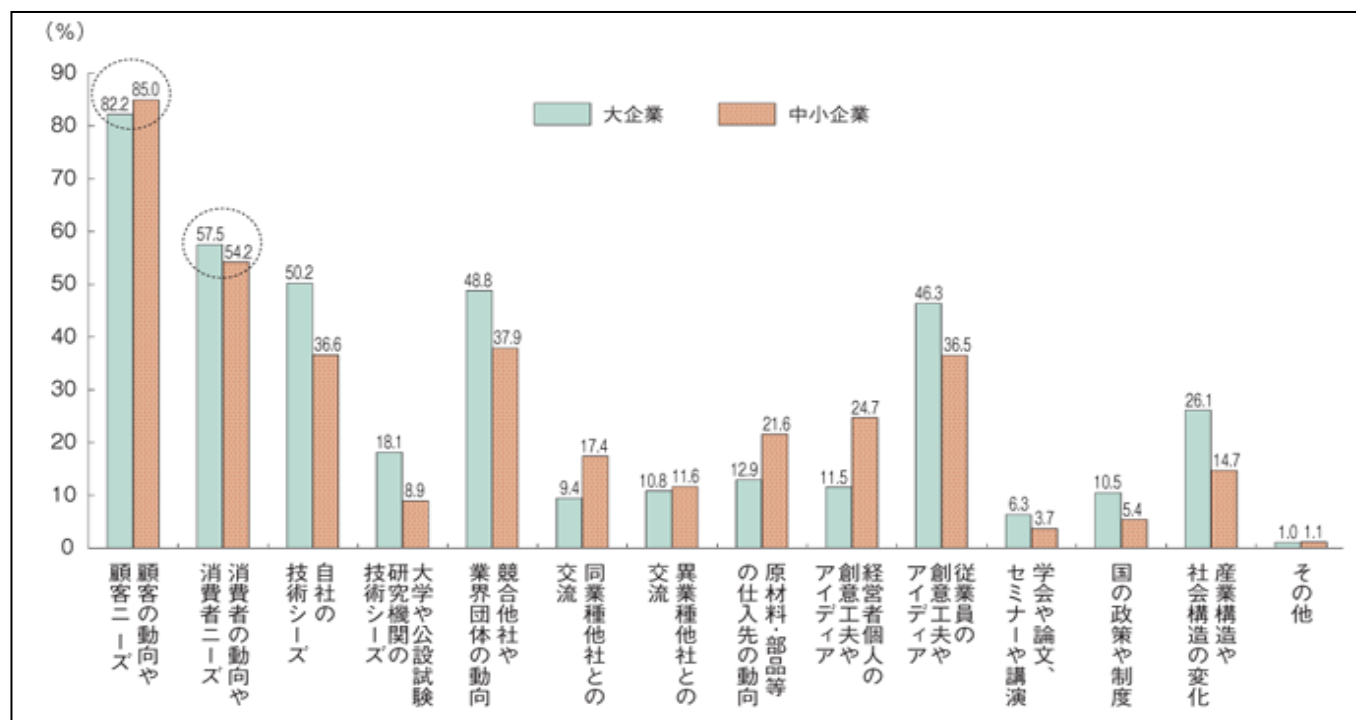
本稿では、前回に引き続き第2章中盤以降及び第3章について紹介する。

<第2章>中小企業による市場の創造と開拓

○イノベーション実現に向けたニーズの把握と市場の開拓

内外需が減少し、中小企業はかつて無い厳しい経営環境におかれている。売上の維持・拡大を図るため、変化する市場ニーズの把握、中小企業の強みを活かした製品・サービスの開発・供給、販路の拡大等に取り組むなど、中小企業のイノベーションを進めることが重要であるとしている。

中小企業は、新製品・サービスや技術に関するアイデアや発想の源泉として、自社の技術シーズよりも顧客のニーズを重視している。加えて、革新的なアイデアや発想を得るため、販売先との連携を重視している。



図：アイデアや発想の源として重視する項目

○イノベーションを支える経営資源を巡る現状と課題

中小企業は、特許出願に対し「特に方針を定めていない」としている企業が多いが、中小企業も、知的財産の創出・保護・活用への戦略的取組が重要と考えられる。また、中小企業は大企業に比べて特許出願を渋り、営業秘密とする傾向がある。その理由として、技術流出につながる恐れがあること、コスト負担の大きさを挙げている。

一方、売上・収益の向上につながった商品(ヒット商品)を有する中小企業は、特許権の早期取得が業績向上につながったと考える企業が多い。模造品の排除のみならず信用力の獲得、顧客開拓等の効果も見据えた戦略的な対応が重要であるとしている。

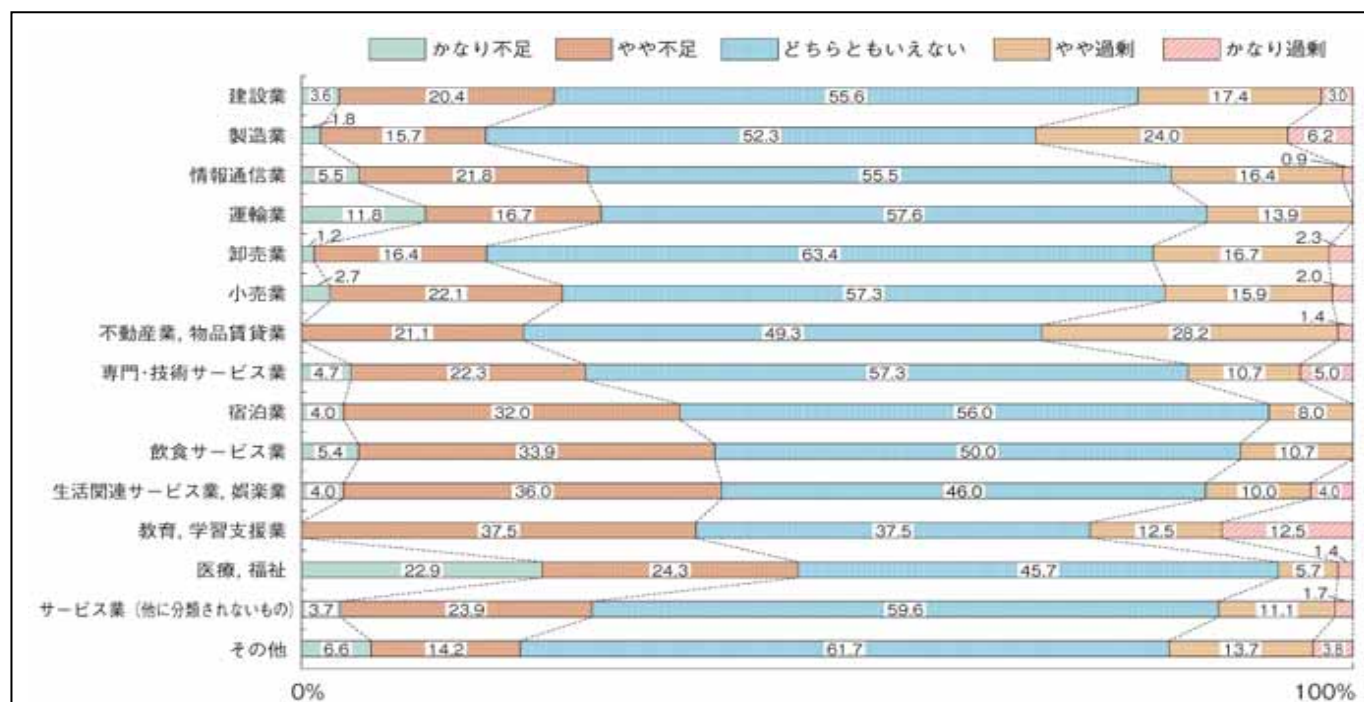
<第3章>中小企業の雇用動向と人材の確保・育成

○雇用動向と中小企業で働く人材の現状

中小企業の雇用過不足感については、2009年1-3月期に過剰超幅が急速に拡大。特に製造業、卸売業で

過剰感が強い。こうした厳しい雇用情勢下でも雇用不足感のある企業は一定程度存在し、雇用過剰感が高まる一方、ミスマッチは依然として存在している。いずれの業種においても、過剰を見込む中小企業と不足を見込む中小企業が存在し、過剰を見込む中小企業が多い業種は製造業等である一方、不足を見込む中小企業が多い業種は、医療・福祉、生活関連サービス・娯楽業等飲食サービス業等となっている。

中小企業は人材が最重要経営資源と考えており、中長期的には労働力人口の減少が予想される中、将来を見据えた人材確保・育成戦略が求められている。



図：中小企業における業種別の人員過不足の見込

○中小企業の賃金と仕事のやりがい

中小企業正社員の賃金水準の平均値(29.8万円)は大企業の平均値(38.3万円)よりも低い。しかし、これは平均の比較であり、大企業の平均賃金を上回る中小企業も2割程度存在している。

労働者が感じる仕事のやりがいは年々低下傾向にある。大企業と中小企業の正社員について見てみると、いずれも仕事のやりがいを感じている者が多く、遜色はない。

仕事のやりがいが高まっていると従業員が回答している企業は、黒字企業で業況が良いという傾向が見られる。従業員が感じる仕事のやりがいを高め、意欲を引き出していく工夫をすることが重要であるとしている。

○働き方とワーク・ライフ・バランス

正社員の労働時間は中小企業の方が大企業よりも長い。これは、年間休日総数が中小企業の方が少ないことを反映している。

大企業と中小企業の正社員の労働時間には差異があるものの、仕事と生活の調和については、大企業も中小企業も、正社員の約4割が「取れていない」または「どちらかと言えば取れていない」と感じており、両者の間で大きな差は見られない。

今後、ワーク・ライフ・バランスを推進していくための課題としては、経営トップや管理職層の奨励・意識改革のほか、仕事をシェアするバックアップ体制の構築が挙げられる。

ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業は集積状況が悪いということではなく、むしろ良い企業が多い傾向が見られる。景気後退に伴って残業が減少している現在、ワーク・ライフ・バランスの推進や従業員の意欲の向上を計る観点から、従業員の働き方の点検・見直しをすることが重要である。

<結び>イノベーションと人材で活路を開く

○イノベーションによる市場の創造と開拓

第2章で見たとおり、我が国の中小企業は、これまでも、その創造性や機動性をいかんなく発揮し、市場が求める製品・サービスを新たに開発し、現場の知恵と絶え間ない工夫から成る中小企業らしいイノベーションを実現してきた。中小企業のイノベーションは、高度な技術開発プロジェクトに限らず、日常生活でのひらめき、現場での創意工夫、アイデアを形にする努力など、実に多様な取組の結晶である。そして、中小企業は、

我が国経済が生み出す付加価値の半分を担っており、まさに我が国の活力の源泉なのである。

現在、世界経済が減速し、外需も内需も減少しており、所得や資産が減少し、人々のニーズも大きく変化している可能性がある。一方で、地球温暖化問題、食の安全・安心、高齢者の増加に対応する医療・福祉サービスなど、新たな対応を求めるニーズは潜在的には大きく、かつ、増大している。アジアを始めとする新興諸国では、中長期的には人口が増加していくことから、景気変動はあるものの、需要は増大していくと見込まれる。

こうした環境の変化を的確に把握し、将来の展望を改めて描き直した上で、社会のニーズに対応した製品・サービスを開発し、供給していくため、中小企業は、経営者のリーダーシップの下、知的財産、人材、資金等の経営資源の新たな結合を図り、イノベーションの実現に向けて挑戦していくことが期待されている。

○中小企業で働く人材の意欲と能力の向上に向けて

第3章で見たとおり、中小企業の経営者が最も重要と考える経営資源は「人材」である。そして、中小企業は、我が国企業が提供する就業の場の7割を担っており、中小企業で働く人材が付加価値の生産を拡大させていくことが、我が国経済の活性化の鍵である。中小企業の経営者が、従業員とともに、顧客に喜びを与え、社会に貢献していく仕事に意欲的に取り組み、仕事の達成感を分かち合うとともに、仕事を通じて従業員の成長を促していくことにより、中小企業はその潜在能力を高め、それを最大限発揮させることができるようになる。それが、中小企業で働く醍醐味を更に高めるという好循環を作り出していくことになるであろう。

100年に一度の危機と言われる今、こうした取組により、中小企業の経営者と従業員が一丸となって新たな価値の創造に挑戦し、我が国経済の活路を切り開く原動力となっていくことを期待したい。

©2009 年版中小企業白書より要約及び抜粋 詳細は中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go>

平成 21 年度 岩手県商店街振興組合連合会 通常総会の開催

6月29日(月)、盛岡市のホテルルイズにおいて平成21年度岩手県商店街振興組合連合会の通常総会並びに商店街近代化講習会が開催された。

総会では、全8議案について審議がなされ、全議案とも満場一致により可決承認された。また、本会平澤専務理事が、同連合会の専務理事に就任した。

新年度の事業計画では、全国商店街振興組合連合会からの補助を受けて実施するコミュニティ活動事業への助成のほか、商店街振興のため個店の魅力向上を図る「商店街自律再生支援事業」、若手経営者後継者等の育成を狙いとする人材育成・ネットワーク支援事業を実施することとした。

また、総会終了後には商店街近代化講習会を開催、商業ジャーナリストの鶴野礼子氏を講師に招き「商店街と地域活性化のためのまちづくりについて～地域連携で元気な商店街をつくる!～」と題し講演会を開催、参加者は元気な商店街づくりの参考とするべく熱心に耳を傾けていた。

平成 21 年度 全国中小企業組合士協会連合会 通常総会の開催

6月12日(金)、東京のホテルインターコンチネンタル東京ベイにて、全国中小企業組合士協会連合会の通常総会が開催された。同総会は、組合運営の要である事務局の充実強化と中小企業組合士制度の普及促進、組合士のスキルアップや活動領域拡大等を実現するため、全国の中小企業組合士が一堂に会して行うものである。当日は役員改選を含む全議案が可決承認され、役員改選では岩手県中小企業組合士会長である似内裕司氏(花巻機械金属工業団地(協)専務理事)が、全国組合士会の理事に選出された。

また、同日行われた表彰では、猪越文子氏((協)矢巾商業開発 元事務局次長)が優良組合士として表彰されたほか、永年にわたり中小企業組合士制度の普及等に尽力された功績により、(協)日専連久慈の理事長である佐々木伸一氏に感謝状が贈呈された。

平成 21 年度 中小企業者に関する国等の契約方針決定

国では、官公需の受注を通じて中小企業者の経営基盤強化を図るため、官公需法を制定して受注機会の拡大に向け各種施策を講じている。その根幹をなすのが「平成 21 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」であり、6 月 12 日に閣議決定され、既にホームページ等で公表されている。

今年度の契約方針における特筆すべきポイントとしては、次の(1)(2)がある。

- (1) 中小企業者向けの物品・工事・役務の官公需契約目標額が、官公需予算額(9 兆 9,223 億円)の 52.4% (5 兆 1,993 億円、昨年度 4 兆 2,132 億円)となり、過去最高水準となったこと。

殊にも、経済危機による民需の冷え込みの中、例年以上に官公需に対する期待の高まりがあり、昨年度比 1 兆円増を達成。

- (2) 契約方針の「指名競争契約等における受注機会の増大」の表現に『指名競争契約等における受注機会の増大として、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会を増大 ～ また、一般競争の場合についても同様の配慮を払うものとする』とあり、前々年度来より下線部が加筆され、適格組合制度の周知について特別な配慮がなされている。

中小企業者向け官公需の発注増大を強く要望しているのは、中央会並びにその会員である中小企業組合であり、今回の契約方針における 50%を超える契約目標の設定や官公需適格組合への配慮は大きな成果であり、要望活動の結果であると言える。

さらに 21 年度契約方針に新たに盛り込まれた事項としては

① 地域の中小企業者の適切な評価

地域への精通度の評価、適切な地域要件の設定等、地域の中小企業者の適切な評価や積極的な活用に努める。

② 官公需ポータルサイトの構築

国等及び地方公共団体の発注情報を一括検索できるよう、官公需ポータルサイトを構築し、発注情報を入手しやすくする。

③ 国等の契約目標・実績のきめ細かな公表

中小企業者が受注機会を把握しやすくするため、各省のみならず、全独立行政法人等(192 法人)毎の契約目標及び実績を公表。

なお、官公需適格組合の活用については、地方自治体における適格組合制度への認識が不足しているという中央会からの強い要請に基づき、契約方針に「国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする」とあり、これに基づき契約方針の決定後、経済産業大臣から各知事宛に要請の文書が発出されている。内容は、官公需法に基づき、各都道府県においても官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大に取り組むこと、各市町村に対しても同様の趣旨を周知することとなっている。

また、本会でも市町村ネットワーク会議や官公需問題懇談会、連携促進懇談会等を通じ、官公需適格組合制度に関する周知について、今後とも機会を捉えて制度普及に努めていく所存である。

成功店モデル創出波及事業(ウルトラD)開始！

成功店モデル創出波及事業3地区で開始

前月号で紹介したとおり、魅力ある商店街実現のため、商店街を形成する個店の魅力向上、商店街の活性化手法の修得に向け、店舗の魅力向上に係るノウハウの共有を図り、商店街活性化に繋げることを目的とした成功店モデル創出波及事業（通称：ウルトラD）がいよいよ3地区（一関市、宮古市、釜石市）で開始された。

専門家にはウルトラD提唱者である福島市在住の中小企業診断士高橋幸司氏を招聘し、事業説明及びセミナーを兼ねたスタートアップ研修会を皮切りに、個店指導店舗を公募のうえ、対象店舗を決定し、以降3ヶ月間または4ヶ月間の間に月1回の頻度で個店指導及び個店指導対象店舗によるサークル研修（参加店舗全体会議）を実施する。今回はその実施経過について紹介する。

○ウルトラD一関(継続)

ウルトラD一関は、平成19年度からの実施で3年目、中央会が一関市から委託を受けて実施しており、今年度は市内大東町摺沢地区の小売店を対象に5月18日にスタートアップ研修会を開催。個店への直接指導を行う臨店指導対象店舗を募り、家電販売店、写真館、印鑑販売店、食料品店（惣菜）のやる気に満ちた4店舗が決定した。

6月15日には1回目の臨店指導とサークル研修（参加店会議）を行い、顧客名簿の有効的な活用と訴求力の高いDM及びチラシの作成、価格攻勢による値引き合戦に偏らない付加価値の創出、既に持っている高い技術力のアピール、既成概念にとらわれない素材の導入などをはじめ、高橋先生からの確かなアドバイスを受けた。

参加店舗は、高橋先生からのアドバイスを一言も聞き漏らすまいとじっくりと耳を傾け、疑問点や現在の課題等について積極的に相談するなど、非常に活発なやりとりとなり、今後の商売の醍醐味（ウルトラD）の満喫に向けて大いなる弾みとなった。次回、第2回臨店指導及びサークル研修は7月13日を予定。

○ウルトラD釜石(新規)

ウルトラD釜石は中央会が事務局を与る岩手県商店街振興組合連合会が主催し、実施する。

5月19日にスタートアップ研修会を開催。臨店指導対象店舗を募り、時計宝石店、米穀・食料品店、寝具・ギフト店の積極的な3店舗が決定した。

6月26日に第1回臨店指導及びサークル研修を開催し、店内に季節感を醸し出すこと、お客様のライフスタイルに合わせたテーマとこれに基づいたPR商品の選定、DMの内容に即した店づくり、癒しスペースの設置と必要性顧客データの有効活用、進物用の商品はまずお客様ご本人から認められることが必要であることなど、高橋先生からのアドバイスに聴き入る各3店舗は、それぞれ独自の特徴・個性を持っていることから、今後の事業展開が大いに期待される。

次回、第2回臨店指導及びサークル研修は7月24日を予定。

○ウルトラD宮古(継続)

ウルトラD宮古は、昨年度本会が事務局を与る岩手県商店街振興組合連合会が主催し、対象となった3店舗は高い成果と実績をあげたが、今年度は宮古市から本会が実施委託を受け、継続実施となる。

対象店舗数は昨年度同様に3店舗で、スタートアップ研修会を6月25日に開催したが、8月以降実施する臨店指導には、早くも2店舗が名乗りを上げており、ウルトラD実施店の成果普及を図ることで、中心市街地活性化が大いに期待される。臨店指導希望締め切りは7月01日までとし、対象3店舗を決定の上、8月10日には第1回臨店指導及びサークル研修を実施する予定。

ウルトラDに関するお問い合わせは、本会連携推進部または岩手県商店街振興組合連合会まで。いずれも電話番号は、019-624-1363(FAX:019-624-1266)、メールは webmaster@ginga.or.jp まで。

組織化動向 ～新しく設立された組合紹介～

クリーン盛岡企業組合	創立総会	平成 21 年 6 月 2 日
ビル管理の業務経験のある 4 名が、業務・居住環境改善のための構築物清掃管理業務の受託及び食の「安全・安心」の確保を推進するための産地直売所経営等を実施するため、労働力と資本を出し合い企業組合制度に基づき法人化。	組合員資格	盛岡市又は岩手郡滝沢村に居所若しくは住所を有する者、本組合の目的に賛同し自ら事業に参画できる者
	事業	① 建造物の清掃管理業務 ② 食料品の販売 ③ クリーニングの仲介業務 ④ 前各号の事業に附帯する事業

～ 会 員 情 報 ～

山田町商業事業協同組合	盛岡市肴町商店街振興組合	盛岡大通商店街協同組合
プレミアム商品券の販売	宮古の魚菜を特設販売	Morioka 大文化祭開催
同組合（三ヶ尻隆雄理事長）では定額給付金の支給と併せて割増商品券を販売、10,000 円で 11,000 円分利用できる。町内の 135 店舗で利用可能。	同組合（豊岡卓司理事長）では肴町「ほっといわて」内に宮古直送の新鮮な魚介類を販売する特設コーナーを開設、賑わい創出に一役買っている。	同組合（吉田莞爾理事長）では大通り商店街を会場に同文化祭を開催、早食い競争や路上パフォーマンス、フリーマーケット等で賑わいを創出した。

～ 先進組合事例の紹介 ～

全国中央会作成の組合事例集「先進組合事例抄録」から、特徴ある活動を行っている組合を紹介します。

沖縄音楽デジタル配信協同組合					
所在地	那覇市寄宮 1-10-15			設立	平成 16 年 8 月
出資金	1,200 千円	電話番号	098-833-2623	F A X	098-833-2623
組合員数	4 人	主な業種	情報処理業・レコード販売業	組織形態	異業種組合
IT 技術を活用した「インターネット沖縄三線教室」を創設。リーズナブルで室の高い三線教室を提供。					
●背景と目的→沖縄音楽の演奏をしたい県外者が増加する一方、教室運営は空間的・料金的な面で制約がある。この隘路克服のためネットを活かした三線教室を開講。					
●事業・活動の内容→デジタル技術の活用、講師は地元有名民謡歌手等を起用、バーチャルで息遣いや指使いが分かるよう、それぞれの動きを画面選択できる上、講習速度も選択して練習できるようになっている。					
●成果→電子商取引の発展を促す非営利団体「EC 研究会」より第二回ブロードバンドビジネス大賞を受賞、今後は本土市場だけでなく海外、特に沖縄県人が多数在住する南米を中心に三線教室普及に注力する。					

～ お知らせ ～ 組合の紹介記事など募集中です！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報など、掲載してみませんか。

情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。

なお、本誌の発行主旨をご理解され、公序良俗に反しない内容であれば、中身は自由です。

掲載希望の場合は、本会 市場開発部 渡辺 までお問い合わせ下さい(yasutaka-w@ginga.or.jp)。

在留資格の変更、在留期間更新許可ガイドラインの改正(法務省)

法務省入国管理局では、外国人入国者の在留資格の変更及び在留資格更新についてのガイドラインを改正した。今後は、社会保険制度の加入義務がある場合には、申請の際に窓口で健康保険証の提示が必要になる(但し、平成22年4月1日より)。ガイドラインにある許可基準の概要は以下のとおり。

1. 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること。
2. 在留資格変更、在留期間更新に当たっても、原則として上陸基準に適合していること。
3. 素行不良でないこと。強制退去処分等の刑事処罰、不法就労斡旋等、看過できない行為がないこと。
4. 申請人の生活状況は日常生活で公共の負担となっていないこと、将来も安定した生活が見込まれること。
5. 我が国で就労する場合、雇用労働条件が法規に適合していること。
6. 納税義務がある場合、納税済みであること。
7. 外国人登録等、法に定める登録申請、変更申請等の義務を履行していること。
8. 社会保険への加入義務がある場合、当該義務を履行していること。社会保険証を窓口提示できること。

本件に関する問い合わせは、法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター(仙台市)
TEL: 022-298-9014 まで。

中小企業緊急雇用安定助成金等の拡充(厚生労働省)

厚生労働省では、中小企業緊急雇用安定助成金等の拡充・見直しを発表した。ポイントは以下のとおり。

1. 助成対象となる教育訓練の要件緩和と訓練費の引き上げ
事業所内における教育訓練について半日単位の実施も可能に。
2. 在籍出向者の休業等を助成対象として追加
助成対象外の在籍出向者(出向元で雇用保険被保険者の者)による出向先における休業等について、出向元及び出向先で生産量要件を満たし、出向元との休業等協定に基づき実施された場合に、助成対象に。
3. 障害のある人に係る助成率の引き上げ
障害者の休業等及び出向について、助成率を引き上げ(従来 4/5→9/10 に。)
4. 1年間の支給限度日数の緩和
1年間の支給限度額(従来 200 日)を撤廃。但し 3年間の支給限度日数は現行どおり 300 日。
5. 計画届の変更手続きの簡素化
助成金の計画変更手続きを、休業等協定の変更を伴わない場合に限り、郵送・FAX・電子メール等により行うことが可能に。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省職業安定局雇用開発課 TEL: 03-5253-111(内線 5694)及び最寄りのハローワークまで。

セーフティネット貸付の金利引き下げ(中小企業庁)

中小企業庁では、平成21年度補正予算の成立に伴い、6月15日より、日本政策金融公庫及び商工中金の行うセーフティネット貸付の金利引下げ等を発表した。主な引き下げの内容は以下のとおり。

1. 経営環境変化対応資金・金融環境変化対応資金(中小企業事業)
上限金利(3%)の設定。雇用の維持・拡大に取り組む事業者に金利 0.1%の追加引き下げ。
2. 経営環境変化対応資金・金融環境変化対応資金(国民生活事業)
無担保・第三者保証人不要融資の上乗せ金利(現行: 0.65%)を 0.3%引き下げ。雇用維持・拡大上記同様。
3. 取引企業倒産対応資金(中小企業事業)
倒産対策利率(基準金利より最大でマイナス 0.75%)。貸付期間 7 年を 8 年に(据置期間 1 年を 3 年に)。
4. 企業再生貸付(中小企業事業)
貸付金利に上限金利(4%)の設定。

本件に関する問い合わせは、中小企業庁事業環境部金融課 TEL: 03-3501-2876(直通)及び県内日本政策金融公庫の各事業部(農林水産事業: 019-653-5121、国民生活事業: 019-623-4376、中小企業事業: 019-623-6125)、並びに商工組合中央金庫盛岡支店 TEL: 019-622-4185 まで。

中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン（国土交通省）

国土交通省では、中小建設企業を主な対象とする内部統制のあり方について検討を重ねてきたが、この度「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン」を策定し、発表した。このガイドラインは、建設業が社会からの要請等に応じていくため、個々の建設企業における自主的な取り組みを促進し、経営者自らが経営の透明性や自己規律を高め、適正な業務運営を行うための仕組みづくりが出来ることを念頭に策定されている。

今後は建設業団体や都道府県等を経由して通知するとともに、説明会を開催する等で広く周知する予定。

なお具体的には「意志決定」「情報開示」「リスク管理」「コンプライアンス」「人材育成」等について細かな評価項目を設定し、「成熟度」「評価結果」を自己分析する仕組みとなっている。

当ガイドラインは国土交通省のHP（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/>）内の「中小建設企業のための内部統制ガイドライン」からダウンロードが可能。

長期優良住宅普及促進事業のご案内（国土交通省・岩手県）

国土交通省・岩手県では、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行に伴い実施予定である標記事業を公表した。当事業は、地域の中小住宅生産者により供給される木造住宅（一定の長期優良住宅）への助成を行い、住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者による長期優良住宅への取り組みを促進するための補助制度である。事業の内容は以下のとおり。

- ・補助の要件→ 中小住宅生産者により供給される木造住宅であり、①長期優良住宅の認定を受けている、②所定の住宅履歴情報の整備、③建設過程の公開により関連事業者や消費者等を啓発、の3要件を満たす住宅に対し、1戸当たり建設費の1割以内かつ100万円を限度として補助。
- ・補助対象者→ 年間の新築住宅供給戸数50戸程度未満の中小住宅生産者により供給される長期優良住宅の建築主等(個人、住宅関連事業者、建築主と住宅関連事業者のグループ、住宅関連事業者が組織するグループ、団体、地方公共団体が出資する法人等)

本件に関する問い合わせは、国土交通省住宅局木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111 または岩手県庁建築住宅課住宅計画担当 TEL：019-629-5934 まで。

新型インフルエンザに係る中小企業金融対策等（中小企業庁）

中小企業庁は、新型インフルエンザの流行により、旅館業など多くの中小・小規模企業者の資金繰りへの影響が懸念されることから、各経済産業局や中小企業関連団体に相談窓口を開設した。また、金融支援措置として日本政策金融公庫及び商工中金等に、資金繰りに関する特別相談窓口を設置の他、セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金：無担保での8,000万円を超える資金ニーズへの弾力的対応、据置期間の2年までの延長措置)の適用、既往債務の返済条件緩和等の支援策を講じた。

更に、各地域の実状を踏まえ、予約の大量キャンセルなど、特に大きな影響を受けている旅館・ホテル業、旅行業などの観光関連事業者等について、元本返済猶予に前向きに取り組むとともに、緊急保証関係の拡充を図る他、地方公共団体等と連携した支援対策を講ずることとしている。

本件に関する問い合わせは、中小企業庁経営安定対策室 TEL：03-3501-2698 まで。

財務局職員を装った電話に注意（東北財務局）

東北財務局では、財務局職員を名乗り「多重債務で困っている人の相談を受けているのだが」といった内容の電話をかけてくる者がいるとの情報に注意を促している。東北財務局では、昨年4月から多重債務相談窓口を開設しているが、当局から電話で相談を勧誘することはない。なお、財務局職員を装って電話をかけてきた者の電話番号と、これとは別に、存在しないNPO法人を名乗り「借入金返済の過払い返還請求」をもちかける電話の電話番号が同一の電話番号(050-3540-6841)であり、更に注意を呼びかけている。

本件に関するお問い合わせは、東北財務局理財部金融監督第三課 TEL：022-263-1111（内線3198）まで。

景況感は依然として停滞(平成21年5月)

〈全体の概要〉

5月は、依然として過去の不況時を下回る水準。在庫調整も一段落したものの、未だ多くの企業で売上・受注が低迷している。仕事量確保のため、低価格受注せざるを得ないところもある。

また、高速道路料金割引、定額給付金、エコポイント制度による売上増を期待しているが、新型インフルエンザの影響により商店街等で減となった。消費意欲は低調で、総体的に落込んでいる。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ パン製造業

副資材の値上げは落ちついたが、主原料の値動きはまだある。県内のパン価格はまちまちである。

◆ 漬物製造業

高速道路割引効果で土産品の売上が若干伸びた。

◆ 菓子製造業

GWにも変化無く、売上げは低調なままである。

◆ 一般製材業

製材品、依然として注文なし。機械の操業割合も低くならざるを得ない状況。セーフティネット貸付制度を受け、資金繰りは一気に好転したが先々不安。

◆ チップ製造業

チップ工場の出荷規制が数ヶ月に及ぶ。需要回復が見込まれず、金融機関は融資に消極的。

◆ 金属製品製造業

受注増の兆しも期待ほどではない。工場稼働率は過去最悪。生産調整が継続的に行なわれている。

◆ 家庭用機械器具小売業

エコポイントによる買い控えまたは時短等の家計に与える打撃が大きく、深刻な影響を受けている。

◆ 野菜・果物小売業

売上量は伸び悩み。消費動向の落込みや大型店との競合激化も要因か。

◆ 商店街（盛岡市）

生活防衛か、「ついで買い」が少なくなった。景気の悪化は進むばかり、消費は凍結状況。追い討ちをかけるように新型インフルエンザによる過剰気味な反応で、大きな影響を受ける。

◆ 商店街（久慈市）

定額給付金に売上増加が期待されたが、年金・雇用問題等、先行き不安解消が見られず、消費者の財布の紐は固く厳しい。

◆ 建物サービス業

官公庁関係の委託料は下げ止まりの感があるが、民間の契約の見直しなど厳しい状況が続いている。

◆ 飯金工事業業

住宅件数と公共事業の発注が大幅に減少しており、先行き不安な状態にある。

◆ 土木工事業業

民間工事はほとんど無く、収益性が悪化している。

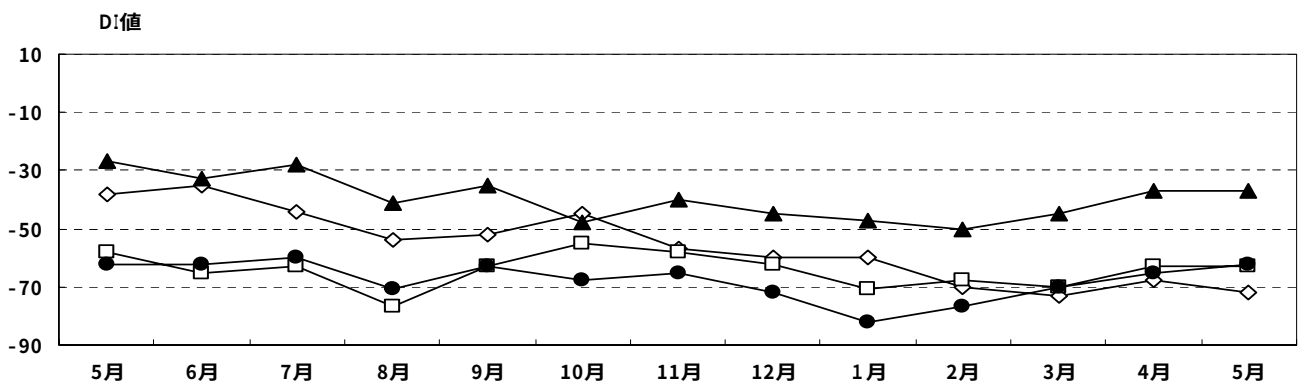
◆ 倉庫業

入出庫量の減少、物流量が各社とも悪化している。

◆ 一般乗用旅客自動車運送業

減収が続いている。高速道路料金の低額化によりマイカーに切り替える人が多いと見られる。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ（H20年5月～H21年5月）●



《◇…売上 □…収益 ▲…資金繰り ●…景況》

小企業者組合研究集会のご案内

平成21年度小企業者組織化指導事業

本会では、小企業者組合※を対象として、組織強化、運営の向上、事業の発展向上および組合員の経営の近代化等を目的として行う組合研究集会の開催に要する経費を助成する標記事業を実施しております。

開催例：「経営コンサルタントを講師とする経営セミナー」

：「税理士等を講師とする簿記会計講習会」

：「専門技術者を講師とする技術研修会」 等

(昨年度開催内容)

「地域団体商標出願の実務上のポイント」「腰部の疾患に対する手術の判断基準、最新の手術法」

対象経費：講師謝金、講師旅費、会場借料、資料費、通信運搬費、消耗品費

補助額：上記対象経費の合計が 150,000 円以上の場合は 100,000 円

150,000 円未満の場合は実際に要した額の3分の2

※ 小企業者組合とは、原則として組合員の4分の3以上が、常時使用する従業員の数が5人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については2人)以下の会社および個人事業者で構成されている事業協同組合・企業組合等です。

本事業のご活用を希望される際には、本会統括指導センターまでご連絡ください。なお、実施希望者が多数の場合は、本会にて調整させていただきますことを申し添えます。

岩手県中小企業団体中央会

第35回中小企業団体岩手県大会のご案内

日 取：平成21年9月16日(水) 午後2時～

場 所：ホテル東日本

盛岡市大通3丁目3番18号 TEL：019-625-2131

◆主要日誌◆ (6月1日～6月30日)

◎中央会主催事業

- 6/ 2 専門委員会
- 6/ 9 地区別懇談会(奥州地区)
- 6/10 地区別懇談会(一関地区)
- 地区別懇談会(釜石地区)
- 6/11 地区別懇談会(大船渡地区)
- 6/22 地区別懇談会(久慈地区)
- 6/23 地区別懇談会(宮古地区)
- 6/25 地区別懇談会(盛岡地区・工業)
- 6/26 地区別懇談会(北上地区)
- 6/29 地区別懇談会(花巻地区)

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 6/ 1 国民体育大会岩手県準備委員会
- 6/10 岩手県商工会議所連合会総会
- 6/12 岩手県空港利用促進協議会
- 6/16 全国中央会事務局代表者会議
- 6/17 全国中央会通常総会
- 6/19 岩手県議会商工観光政策研究会研修会・懇談会
- 6/25 いわて食料産業クラスター協議会総会
- 6/25 商工組合中央金庫との懇談会
- 6/26 盛岡市勤労者福祉センター運営検討委員会